

地域密着型通所介護
共生型デイサービス向日葵

重要事項説明書

変更（追加）通知

滋賀県草津市平井五丁目10-20 第一ビル901号

合同会社ふくろう

地域密着型通所介護 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等について、次の通り説明します。

- ※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。
- また当事業所は共生型デイサービスのため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い障害者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、共生型生活介護サービスを提供しています。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 法人名 | 合同会社ふくろう |
| (2) 法人所在地 | 滋賀県草津市平井五丁目10-20アイオフェルティ901号 |
| (3) 電話番号 | 077-574-8334 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 沢田 知也 |
| (5) 設立年月日 | 平成27年3月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 事業所の種類 | 地域密着型通所介護 |
| (2) 事業所の名称 | 共生型デイサービス向日葵 |
| (3) 事業所番号 | 2590600355号 |
| (4) 事業所の所在地 | 滋賀県草津市北山田町866 |
| (5) 電話番号 | 077-574-8334 |
| (6) 管理者 | 菊地一夫 |
| (7) 利用定員 | 10人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 草津市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～土
受 付 時 間	8：30～17：30（上記は基本であり随時受付可能です）
サービス提供時間	月～土 9：00～16：30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管 理 者	1 名
生 活 相 談 員	1 名
介 護 職 員	6 名
機 能 訓 指 導 員	1 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・入浴または清拭を行います。

② 排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

③ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費をご負担いただきます。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明、ご利用者の同意をいただきます。

〈サービス料金（１回あたり）（１）介護給付費〉

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

☆ご利用者に提供する食事にかかる費用は別途いただきます。（下記表参照）

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

■地域密着型通所介護費（変更）

（１）（１日あたり）

要介護度サービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3-4時間 1割/2割/3割	4347円 434/869/1304	4995円 499/999/1498	5643円 564/1128/1692	6270円 627/1254/1881	6928円 692/1385/2078
4-5時間 1割/2割/3割	4556円 455/911/1366	5235円 523/1047/1570	5914円 591/1182/1774	6573円 657/1314/1971	7262円 726/1452/2178
5-6時間 1割/2割/3割	6865円 686/1373/2059	8109円 810/1621/2432	9363円 936/1872/2808	10585円 1058/2117/3175	11850円 1185/2370/3555
6-7時間 1割/2割/3割	7085円 708/1417/2125	8370円 837/1674/2511	9666円 966/1933/2899	10962円 1096/2192/3288	12247円 1224/2449/3674
7-8時間 1割/2割/3割	7868円 786/1573/2360	9300円 930/1860/2790	10784円 1078/2156/3235	12247円 1224/2449/3674	13710円 1371/2742/4113
8-9時間 1割/2割/3割	8182円 818/1636/2454	9666円 966/1933/2899	11202円 1120/2240/3360	12749円 1274/2549/3824	14264円 1426/2852/4279

※入浴介助 一回ご利用 40単位 自己負担目安 42円

※科学的介護推進体制加算 40単位 自己負担目安 42円

※介護職員処遇改善加算Ⅲ 基本負担料金と加算料金の合計×92/1000 1月につき

※送迎料金は、サービス利用料金に含まれます。

※自己負担額の目安は単位数に地域区分単位を掛けて算出したものです。（１単位は１０．４５円）

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。お茶代は飲み物代も含まれる為、通所されたら必ず発生する費用となります。また、当日キャンセルの場合は既に発注済みとなり、費用は徴収致します。

食事代	600円
お茶代（おやつ・飲み物）	100円

※その他雑費（レクレーション代等）の費用については、事前にお知らせし、別途徴収させていただきます。

（３）利用料金お支払い方法

- ① 前記（１）、（２）の料金・費用はサービス利用終了後翌月10日前後に請求させていただき、その月の２７日までに集金又は口座振替にて徴収させていただきます。

（４）サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前８時３０分までに事業所に申し出てください。

（５）サービス利用の変更

利用者が地域密着型通所介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

６．苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 〔職名〕管理者：菊地一夫

○受付時間 月曜日～土曜日（８：３０～１７：３０） 電話番号０７７－５７４－８３３４

（２）行政機関その他苦情受付機関

草津市役所 介護保険課	所在地 草津市草津三丁目１３－３０ 電話番号 ０７７－５６１－２３６９ 受付時間 ９：００～１７：１５
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情担当	所在地 大津市 電話番号 ０７７－５１０－６６０５ 受付時間 ９：００～１７：００
松原地域包括支援センター 介護サービス苦情担当	所在地 草津市上笠一丁目９番１１号 電話番号 ０７７－５６１－８１４７ 受付時間 ８：３０～１７：３０

７．事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など

必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

8. 人権の擁護、虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための指針を整備し、虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 ケアプランセンター向日葵野洲管理者 小畑健太郎
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・従業者に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・利用者様が虐待を受けたと思われる場合や虐待を発見した場合は、速やかに通報します。

9. 業務継続計画の策定等について（新規追加）

- （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

地域密着型通所介護サービスについて、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

令和 年 月 日

合同会社ふくろう 代表沢田知也が運営する、

共生型デイサービス向日葵 _____より重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

ご本人 住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代筆の理由 ☐認知症状あり ☐手指動作困難 ☐高齢 ☐その他

個人情報利用同意書

令和 年 月 日

合同会社ふくろう
共生型デイサービス向日葵
管理者 菊地一夫

利用者

< 住所 > _____

< 氏名 > _____ ㊞

家族の代表

< 住所 > _____

< 氏名 > _____ ㊞

私は、共生型デイサービス向日葵と令和 年 月 日付けで締結した「地域密着型通所介護契約書」に基づく個別計画書の作成にあたり、下記の事項に同意します。

記

1. 個別計画書作成に当たり用いること。
2. 居宅介護支援事業者が開くサービス担当者会議、介護サービス提供時、医療機関への受診時、行政機関への資料提供時、契約者の個人情報並びに家族の個人情報等を持ちいること。

以上